

議案第47号
令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料1 (37) (38) 土砂災害対策事業の増額補正について

1 補正額 (単位：千円)

	費目	現計予算額	補正後予算額	補正額
歳入	防災・安全交付金	0	2,592	2,592
	住宅・建築物土砂災害対策 支援事業補助金	0	2,475	2,475
歳出	土砂災害対策事業補助金	0	7,543	7,543

2 事業概要

土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内の住宅を対象に、区域外への移転にかかる費用について、以下のとおり補助する制度を設けている。

(1) 補助対象者

危険住宅（土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない住宅等）を所有するものかつ居住するもの

(2) 対象事業

- ・ 除却事業 危険住宅の除却を行う事業
- ・ 移転事業 危険住宅を除却し、当該住宅に代わる住宅を建設し、または購入して移転を行う事業

(3) 補助金の額（1件当たり）

経費区分		補助率	補助上限額(千円)
危険住宅の除却等		補助対象経費×2/3	1,333
建物助成費	代替住宅の建設または購入にかかる借入金の利子相当額	補助対象経費×10/10	4,210 うち建物 3,250 土地 960
	代替住宅の建設または購入費（上記の利子相当額の補助を活用する場合に限る）		2,000

なお、国の防災・安全交付金、県の住宅・建築物土砂災害対策支援事業補助金が充当され、その補助上限額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

経費区分	(国) 防災・安全交付金	(県) 住宅・建築物土砂災害 対策支援事業補助金	(市) 一般財源
危険住宅の除却等	487	423	423
建物助成費	2,105	2,052	2,053
計	2,592	2,475	2,476

3 補正理由

市 HP において上記制度の周知に努めているが、これまで活用されたことはなく、そのため当初予算に計上せず申し出があった場合に増額補正での対応方針としていた。この度、制度活用の相談（1 件）があり、申し出の可能性が生じたことから増額補正する。